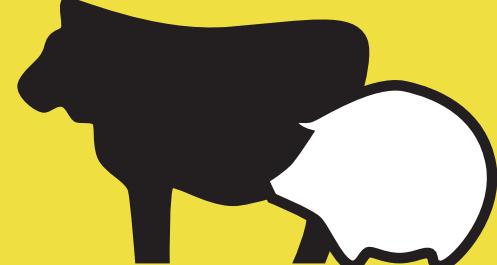


# 持っていいって大丈夫?



日本の法令により、日本から持ち出す際に**動物検疫所**による**検査**を受ける必要があるものや、中国・韓国等、**海外に持ち出せないもの**があります。



## 動物検疫が必要なものの例

### 牛肉 豚肉 鶏肉 鶏卵

相手国と輸出条件を取り決めているものや、動物検疫所の証明書を必要としているもの



### 野生動物由来の食品・畜産物



### 家畜の精液、受精卵



### 生きた家畜 ペット(犬、猫)



※これら以外でも、動物検疫が必要なものがあります。



**動物検疫所の検査を受けずに輸出した場合は、法令による罰則  
(3年以下の拘禁刑 又は 300万円以下の罰金) の対象となります。**



生きた動物や肉製品を輸出する場合は、下記にお問い合わせください。

農林水産省 動物検疫所  
<http://www.maff.go.jp/aqs/index.html>

詳しくは WEB で  